

所得控除額の欄

⑬ 社会保険料控除

あなたがあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、負担した社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等）であなたが前年中に支払った金額が控除額です。年金から特別徴収（天引き）されている場合は、ご本人様のみ控除に使用できます。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金や、心身障害者扶養共済の掛金であなたが前年中に支払った金額が控除額です。

⑮ 生命保険料控除

生命保険契約あるいは個人年金契約等に基づき支払った保険料や掛金が対象となります。

	支払金額	控除額
新契約	12,000円以下	支払保険料等の全額
	12,000円超32,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+14,000円
旧契約	56,000円超	一律28,000円
	15,000円以下	支払保険料等の全額
	15,000円超40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円

一般生命保険料、介護保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算された控除額の合計額になります。（限度額7万円）また、一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算された控除額の合計額となります。（限度額28,000円）◎新契約：平成24年1月1日以後に生命保険会社等と締結した保険契約等◎旧契約：平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した保険契約等

⑯ 地震保険料控除

地震保険契約や旧長期損害保険契約に基づき支払った保険料や掛金が対象となります。控除額…① 支払保険料すべてが地震保険契約の場合
(1) 50,000円以下……………保険料×1/2
(2) 50,000円超……………25,000円
② 支払保険料すべてが旧長期損害保険契約の場合
(1) 5,000円以下……………その全額
(2) 5,000円超 15,000円以下……保険料×1/2+2,500円
(3) 15,000円超……………10,000円
③ 支払保険料が地震保険契約と旧長期損害保険契約両方の場合
①と②の合計額 ただし、限度額25,000円

⑰ 専控除

①夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族（総所得金額等48万円以下の者）を有し、前年の合計所得が500万円以下の人
②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人
※住民票の続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がある場合は、控除は適用されません。
控除額…260,000円

⑱ ひどい親除

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（他者の同一一生計配偶者又は扶養親族ではなく、総所得金額等が48万円以下の者）を有する単身者で、前年の合計所得金額500万円以下の人
※住民票の続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がある場合は、控除は適用されません。
控除額…300,000円

⑲ 勤労学生控除

勤労学生とは、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生をいいます。
控除額…260,000円

㉑ 障害者控除

あなたがあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合に控除が受けられます。障害者とは、心神喪失、知的障害、身体障害者又は戦傷病者手帳の交付を受けている人、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人、常に病床について複雑な介護を要する人、65歳以上の人で知的障害、身体障害に該当するものとして福祉事務所長の認定を受けた人など。
◎障害者のうち精神手帳1・2級、療育手帳A等に該当する障害のある人は、特別障害になります。
控除額…障害者1人につき 260,000円
特別障害者1人につき300,000円 特別障害者が同居している場合 530,000円

㉒ 配偶者控除

生計を一にする配偶者（他者の所得者の扶養親族、事業専従者を除く）の前年の合計所得金額が**48万円以下**の場合は、下表のとおり控除が受けられます。

○控除対象配偶者		○老人控除対象配偶者（70歳以上）	
あなたの合計所得	控除額	あなたの合計所得	控除額
900万円以下	33万円	900万円以下	38万円
900万円超～950万円以下	22万円	900万円超～950万円以下	26万円
950万円超～1,000万円以下	11万円	950万円超～1,000万円以下	13万円
1,000万円超	控除適用なし	1,000万円超	控除適用なし

㉓ 配偶者特別控除

あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）を有する場合は、下表のとおり最高33万円を限度として控除が受けられます。

○配偶者特別控除 控除額早見表			
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得900万円以下	あなたの合計所得900万円超950万円以下	あなたの合計所得950万円超1,000万円以下
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超～	0円	0円	0円

<市民税・県民税非課税基準（均等割）>
前年の合計所得金額が（28万円×{（扶養親族数）+1} +268,000円）以下の人
ただし、扶養親族がいない時は38万円
（例）扶養親族1人のとき 828,000円
扶養親族2人のとき 1,108,000円

申告書の書きかた（表面）

(令和6年1月1日から12月31日までの内容)

令和7年度分 市民税・県民税申告書

笠岡市長あて

現住所 笠岡市中央町1番地1

行政区番号 笠岡市 1

1月1日現在の住所 フリガナ 笠岡 太郎

氏名 笠岡 太郎

生年月日 24年1月1日

電話番号 0865-69-2116

提出年月日 令和7年2月17日

個人番号 012345678910

笠岡太郎 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
社会保険料 国民健康保険	300,000	介護保険	270,200
控除			
合計			
生命保険料		生命保険料の計	100,111
控除		新個人年金保険料の計	
合計	100,252	全資産医療保険料の計	
地震保険料		前払期間住宅保険料の計	15,000
控除			
合計			
障害者控除		障害者の氏名及び個人番号	笠岡 一郎
控除		障害の程度	身障手帳4級
合計			
配偶者控除		配偶者の氏名及び個人番号	笠岡 花子
控除		配偶者の合計所得金額	100,000
合計			
扶養親族		氏名及び個人番号	笠岡 一郎
控除		生年月日	56 3 1
合計			
雑損控除		損害の原因	
控除		損害年月日	
合計			
医療費控除		支払った医療費	549,500
控除		保険金などで補てんされる金額	0
合計			

4 所得から差し引かれる金額

事業	営業等	A
1 収入金額	不動産	200,000
2 所得金額	配当	100,000
3 雑所得	給与	500,000
4 雑所得	公的年金等	1,700,000
5 雑所得	業務	150,000
6 雑所得	その他	200,000
7 雑所得	総合課税	
8 雑所得	短期	
9 雑所得	長期	
10 雑所得	一時	
11 雑所得	総合課税	
12 雑所得	総合課税	
13 雑所得	総合課税	
14 雑所得	総合課税	
15 雑所得	総合課税	
16 雑所得	総合課税	
17 雑所得	総合課税	
18 雑所得	総合課税	
19 雑所得	総合課税	
20 雑所得	総合課税	
21 雑所得	総合課税	
22 雑所得	総合課税	
23 雑所得	総合課税	
24 雑所得	総合課税	
25 雑所得	総合課税	
26 雑所得	総合課税	
27 雑所得	総合課税	
28 雑所得	総合課税	
29 雑所得	総合課税	
30 雑所得	総合課税	
31 雑所得	総合課税	
32 雑所得	総合課税	
33 雑所得	総合課税	
34 雑所得	総合課税	
35 雑所得	総合課税	
36 雑所得	総合課税	
37 雑所得	総合課税	
38 雑所得	総合課税	
39 雑所得	総合課税	
40 雑所得	総合課税	
41 雑所得	総合課税	
42 雑所得	総合課税	
43 雑所得	総合課税	
44 雑所得	総合課税	
45 雑所得	総合課税	
46 雑所得	総合課税	
47 雑所得	総合課税	
48 雑所得	総合課税	
49 雑所得	総合課税	
50 雑所得	総合課税	
51 雑所得	総合課税	
52 雑所得	総合課税	
53 雑所得	総合課税	
54 雑所得	総合課税	
55 雑所得	総合課税	
56 雑所得	総合課税	
57 雑所得	総合課税	
58 雑所得	総合課税	
59 雑所得	総合課税	
60 雑所得	総合課税	
61 雑所得	総合課税	
62 雑所得	総合課税	
63 雑所得	総合課税	
64 雑所得	総合課税	
65 雑所得	総合課税	
66 雑所得	総合課税	
67 雑所得	総合課税	
68 雑所得	総合課税	
69 雑所得	総合課税	
70 雑所得	総合課税	
71 雑所得	総合課税	
72 雑所得	総合課税	
73 雑所得	総合課税	
74 雑所得	総合課税	
75 雑所得	総合課税	
76 雑所得	総合課税	
77 雑所得	総合課税	
78 雑所得	総合課税	
79 雑所得	総合課税	
80 雑所得	総合課税	
81 雑所得	総合課税	
82 雑所得	総合課税	
83 雑所得	総合課税	
84 雑所得	総合課税	
85 雑所得	総合課税	
86 雑所得	総合課税	
87 雑所得	総合課税	
88 雑所得	総合課税	
89 雑所得	総合課税	
90 雑所得	総合課税	
91 雑所得	総合課税	
92 雑所得	総合課税	
93 雑所得	総合課税	
94 雑所得	総合課税	
95 雑所得	総合課税	
96 雑所得	総合課税	
97 雑所得	総合課税	
98 雑所得	総合課税	
99 雑所得	総合課税	
100 雑所得	総合課税	

5 給与・公的年金等にかかる所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

㉔ 扶養控除

生計を一にする配偶者以外の親族（事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が**48万円以下**の場合は控除が受けられます。控除額（1人につき）
○一般の扶養親族（16～18、23～69歳）……………330,000円
（昭和30年1月2日～平成14年1月1日、平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人）
○特定扶養親族（19～22歳）……………450,000円
（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人）
○老人扶養親族（70歳以上）……………380,000円
（昭和30年1月1日以前生まれの人）
○同居老親等扶養親族（70歳以上）……………450,000円
（同居の父母等で昭和30年1月1日以前生まれの人）

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

平成21年1月2日以降に生まれた生計を一にする親族（事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が**48万円以下**の人は、控除対象外の扶養親族になります。ただし、非課税基準の扶養親族の数には含めず。
一律、43万円。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える場合、下表のとおり金額に応じて基礎控除額が減少します。

合計所得金額	基礎控除額
2400万円以下	43万円
2400万円超～2450万円以下	29万円
2450万円超～2500万円以下	15万円
2500万円超	0円

㉕ 雑損控除

災害、盗難又は横領により住宅、家財、現金などの資産に損害を受けた場合に対象となります。◎証明書及び計算明細書を添付してください。
控除額…〔損害金額－保険金等で補てんされる金額〕－〔（総所得金額等×10%）、又は（災害関連支出の金額－5万円）〕のいずれか多い方の金額

㉖ a 医療費控除

医師等に支払った医療費が対象となります。なお、医療費控除の明細書を必ず添付してください。
控除額…〔医療費の総額－保険金等で補てんされる金額〕－〔（総所得金額等×5%）又は10万円のいずれか少ない金額〕ただし、限度額200万円

㉖ b 医療費控除（セルフメディケーション）

特定一般用医薬品等購入費が対象となります。なお、セルフメディケーション税制の明細書を必ず添付してください。
控除額…〔特定一般用医薬品等購入費の総額〕－（1万2千円）ただし、上限8万8千円

※ 医療費控除についてはa、bいずれか一方の選択となります。

所得金額の欄

① 営業等

製造業・小売業・卸売業・運送業・漁業・外交員・大工など農業以外の事業から生ずる所得（必要経費…商品の売上原価、租税公課、広告宣伝料、損害保険料、減価償却費など）

② 農業

農業・酪農等から生ずる所得（必要経費…農機具等の減価償却費、小作料、賃耕料など）

③ 不動産

地代・アパートの家賃・駐車場代などによる所得（必要経費…固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費など）

④ 利子

預貯金や公社債の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得
支払を受けた利子のうち、源泉分離課税の適用を受けていないものが申告対象
※S63.4.1以降の期間に対応の利子等は原則として5%の源泉徴収による分離課税のため申告不要です。

⑤ 配当

株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得（必要経費…株式等の元本を取得するために要した負債の利子）
上場株式等の配当は、申告をしないで源泉徴収のみで済ませることもできます。ただし、総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面「12配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額の欄に配当割額を記入してください。※一般株式等の配当は、金額の多少にかかわらず申告が必要です。

⑥ 給与

給料（パート・アルバイトを含む）・賞金・賞与・事業専従者給与などの収入（複数ある人は合計した金額）
日給などの給与と所得のある人で、源泉徴収票のない人は、裏面の「6 給与と所得の内訳」から収入金額を算出し記入してください。
給与と所得は、『給与と所得金額速算表』（下表）で算出し「2 所得金額」の⑥に記入してください。

給与と所得金額速算表			
給与等の収入金額	給与と所得	給与等の収入金額	給与と所得
～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額÷4 (A)×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の端数切捨て) (A)×2.8－80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	(A)×3.2－440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	給与等の収入金額－1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

⑦ 雑（公的年金等）

国民年金・厚生年金・共済年金・恩給などの収入（複数ある人は合計した金額）
公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額速算表』（下表）で算出してください。
※下表は公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合です。1,000万円超の場合は、計算方法が異なりますので、笠岡市ホームページ等でご確認ください。

公的年金等の所得金額速算表		
受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額	公的年金に係る雑所得金額
65歳以上の人 昭和35年1月1日以前生まれの人	330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×75%－27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%－68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円
65歳未満の人 昭和35年1月2日以後生まれの人	1,000万円以上	(A)－195万5千円
	130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×75%－27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%－68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円

⑧ 雑（業務）

講師料・講演料・原稿料など、営利を目的とした所得（収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。）

⑨ 雑（その他）

生命保険契約に基づく個人年金などで上記の①～⑧及び⑩のいずれにも該当しない所得（収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。）

⑩ 総合譲渡

土地建物以外の資産（機械・船舶・特許権・漁業権・車両・ゴルフ会員権等）の譲渡による所得で、所有期間によって長期と短期に区分されます。（必要経費…譲渡した資産の取得費や譲渡するために直接要した費用など）

⑪ 一時

競馬・競艇・競輪の払戻金・賞金・懸賞当選金・生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 ※特別控除50万円まで（必要経費…収入を得るために直接要した費用など）

<国外居住親族に係る扶養控除の申告をする際の必要書類>
税制改正により、国外居住親族の扶養控除の適用対象となる要件が見直されました。これにより、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障害者 ③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払を年間38万円以上受けている者 のいずれかに該当する場合を除き、控除対象不要親族および非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から除外されます。扶養控除の必要書類については下記となります。なお、書類が外国語で書かれている場合は和訳文も必要です。

		添付または揭示が必要な書類		
		親族関係書類	送金関係書類	その他の書類
29歳以下		○	○	×
30歳以上 69歳以下	留学による非居住者	○	○	○ ※2
	障害者	○	○	×
	年間38万円以上支払を受けている者	○	○ ※1	×
70歳以上		○	○	×

※1 親族ごとの書類が必要です。
※2 留学等の在留資格での在留者であることを証する書類

申告書の書きかた(裏面)

(令和6年1月1日から12月31日までの内容)

市民税県民税の申告は、市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。

また、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や行政サービス、所得課税証明書等の資料となるため、申告が必要な方は、この手引きを参考にして必ず申告をしてください。

◆申告期間

令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで

◆申告場所

笠岡市役所3階第1会議室 あるいは 公民館等の市内の各施設

(市内の各施設での開設日時は決まっています。同封申告書の上部に最寄の申告会場を表記しています。混雑緩和のため、相談日等の厳守にご協力をお願いします。)

※郵送での申告もできます。別紙の「●郵送で申告書を提出するときに準備するもの」を参考にしてください。

◆申告が必要な方

令和7年1月1日現在、笠岡市内に住み、令和6年1月から12月までの期間に次のいずれかに該当する方

- ①営業や農業等あるいは個人年金や満期返戻金などの所得があった方
- ②給与収入のあった方で、ほかに別の所得があった方、または、給与を2力所以上からもらわれていた方
- ③公的年金等の収入のあった方で、その他の所得のあった方
- ④医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除等を受けようとする方
- ⑤控除対象配偶者や扶養あるいは事業専従者になっていない人(笠岡市以外に住んでいる人に扶養されている方は申告が必要です。)

※令和6年中収入がなかった方でも、控除対象配偶者や扶養に該当しない場合は「0円」の申告が必要です。

【参考】次の方は、市民税・県民税の申告は不要です。

- ①給与所得のみで、勤務先の年末調整を受けられた方

◆申告に必要なもの

- ①同封の申告書
- ②給与・公的年金等の源泉徴収票
- ③事業所得等がある人は収支内訳書
- ④個人年金や生命保険の満期がある場合はその証明書
- ⑤医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料控除証明書、障がい者手帳等
- ⑥マイナンバー確認書類と本人確認書類

※次ページからは、申告書の書き方や計算方法を記載していますので、参考にして申告してください。

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせ・提出先

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1
笠岡市 総務部税務課 市民税係 電話(0865) 69-2116

7 給与所得の内訳				
① 事業種別				
勤務先所在地	笠岡市中央町1番地1			
勤務先名	笠岡株式会社			
収入合計額	500,000 円			
② 事業種別				
勤務先所在地				
勤務先名				
収入合計額	円			
③ 事業種別				
勤務先所在地				
勤務先名				
収入合計額	円			
④ 事業種別				
勤務先所在地				
勤務先名				
収入合計額	円			

8 配当所得に関する事項				
配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
配当所得	R6. 10	100,000 円	0	0
	.			
	.			
国外株式等に係る外国所得税額				

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項				
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額 (収入金額－必要経費)
原稿料	(株)〇〇出版	150,000 円	100,000 円	50,000 円
個人年金	〇〇生命	200,000	160,000	40,000

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項				
	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額 (収入金額－必要経費－特別控除額)
総合課税	短期	円	円	円
	長期			円
一時				円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。
右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

	合計 イ＋{(ロ＋ハ)×1/2} ニ
--	--------------------

11 事業専従者に関する事項				
氏名及び個人番号	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
	明・大	昭・平	.	円
			.	
	明・大	昭・平	.	
			.	
	明・大	昭・平	.	
			.	
合 計 額				
所得税における青色申告の承認の有無			☐ 有	☐ 無

13 寄附金に関する事項				
都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円	寄附先		
(住所地の共同募金会、 日本支部分)				
条項指定分	岡山県			
	笠岡市			

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金振込控除申請書(二)」の提出が必要です。

14 その他の事項				
配当に関する住民税の特例	円			
農業	分離所得	☐ 免税所得	円	
備考				

15 所得がなかった方の記入欄 (令和6年中に収入のなかった方は該当する□に✓を、必要事項を記入してください。)				
☐ 同居の親族の扶養(仕送り又は援助)により生活している。(続柄:) ☐ 下記の者の扶養(仕送り又は援助)により生活している。(続柄:) 住所: _____ 氏名: _____ ☐ 遺族年金・障害年金・雇用保険・恩給等で生活している。収入 円 ☐ 病気療養中	☐ 貯金などの財産で生活している。 ☐ 学生であった。 学校名: _____ () 学年 _____ ☐ その他			

16 所得金額調整控除に関する事項				
氏名	個人番号	続柄	生年月日	特別障害者
			明・大昭・平	☐ 該当 ☐ 同居 ☐ 別居
				別居の場合の住所

16
所得金額
調整控除
に関する
事項

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかの要件に該当する場合は、給与所得金額速算表で計算した金額(給与所得控除後の給与等の金額)から下記の「控除額」より算出した金額が控除されますので、給与所得調整控除後の金額を申告書「2 所得金額」の⑥に記入してください。年末調整ですべての所得金額調整控除が適用されている場合は、改めて計算する必要はありません。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額(調整控除後)」に記載されている金額を記入してください。また、表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔(特別障害者に該当する場合)、㉕(23歳未満の扶養親族の場合)、「16歳未満の扶養親族」に、ア～ウの要件に該当する記入がない場合は、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」に対象となる方について記入してください(複数の要件に該当する場合は、いずれか1つの要件について記入してください)。**【ア あなたが特別障害者に該当する場合 イ 23歳未満の扶養親族を有する場合 ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合】**
控除額…給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円)×10%

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額から下記の「控除額」より算出した金額が控除されますので、給与所得調整控除後の金額を申告書「2 所得金額」の⑥に記入してください。
控除額…(給与所得の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円))－10万円

6 給与と所得の内訳	源泉徴収票がない人は、この内訳欄に令和6年中の給与と収入を記入してください。 なお、前年中に複数の事業所から給与が出ている場合、それぞれ記入してください。
7 事業・不動産所得に関する事項	事業所得・不動産所得を申告される場合、各事業ごとに、収入金額と必要経費等を記入してください。
8 配当所得に関する事項	配当所得を申告される場合、それぞれ収入金額と必要経費等を記入してください。 なお、上場株等の配当について、総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面「12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額の欄に配当割額を記入してください。
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	講師料、講演料、原稿料、 <u>生命保険契約に基づく個人年金などの所得 ※1</u> 、 <u>シルバー人材センターの配分金 ※2</u> を申告される場合、それぞれ収入金額と必要経費等を記入してください。 ※1 個人年金に係る「必要経費」は、ご本人様が掛けられた掛金です。保険会社から届く申告用の書類を確認し、記入してください。 ※2 シルバー人材センターで配分金を受け取られている場合、「必要経費」は55万円まで取れますが、ほかに給与・年金以外の雑所得・事業所得があれば減少します。
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	<u>生命保険の満期返戻金などの所得 ※3</u> は「一時」の欄に収入金額と必要経費等を記入してください。 ※3 生命保険の満期返戻金に係る「必要経費」はご本人様が掛けられた掛金です。保険会社から届く申告用の書類を確認し、記入してください。
11 事業専従者に関する事項	事業専従者とした親族がある場合に記入してください。控除額は収支内訳書の専従者控除額又は青色申告決算書の専従者給与額を転記してください。
12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項	上場株等の配当又は株式譲渡所得について、総所得金額に含め、配当割額の控除又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、本項目へ配当割額又は株式等譲渡所得割額を記入してください。 <u>※上記所得を申告した場合には、合計所得金額及び総所得金額に含まれるため、非課税判定・扶養控除の判定や国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定に影響をあたえる場合がありますので、十分ご留意ください。</u>
13 寄附金に関する事項	ふるさと納税等寄附された方は記入してください。寄附した団体などから交付された寄附金の受領書を添付してください。 ※申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度は無効となります。
15 所得がなかった方の記入欄	保険料(税)算定等の基礎となる項目です。前年中の生活状況について、ご記入ください。